

運営会社↔利用者

生活支援サービス契約書

利用者

サービス提供者

株式会社T. S. I

生活支援サービス契約書

頭書

(1) サービス提供の場所

名 称	アンジェス八王子	
所在地	東京都八王子市大船町 1006-1	
構造 規模	木造 3 階建て	
階数 居室	階	号室
面積	居室面積	<input type="checkbox"/> 18.125 m ² <input type="checkbox"/> 18.75 m ² <input type="checkbox"/> 25.00 m ² <input type="checkbox"/> 26.3575 m ²

(2) 契約期間

契約期間	年 月 日	～	年 月 日	(2年間)
------	-------	---	-------	-------

(3) 利用料等その他

サービス利用料	
生活支援サービス利用料	<input type="checkbox"/> プラン A 月額 14,300 円 (税込) <input type="checkbox"/> プラン B 月額 36,300 円 (税込)
オプション利用料	別記生活支援サービス一覧表参照

(4) 生活支援サービス利用料等の支払い方法

支払方法	口座振替 ・ 振込
支払期日	翌月分生活支援サービス利用料及び消費税については前月 23 日 オプション利用料については、利用月の翌月 23 日
振込先	銀 行 三井住友銀行 支 店 中央支店(763) 普通預金 7739035 口座名義 株式会社 T. S. I 代表取締役 北山忠雄

(5) 当事者等

	氏名	住所	電話番号
提供者（甲）	株式会社T. S. I	京都市西京区桂南巽町75-4	075-393-7177
利用者（乙）			
連帶保証人			
身元引受人			
賃借人 緊急連絡先			

サービス提供者 株式会社T. S. I (以下「甲」という)と利用者_____ (以下「乙」という)とは、頭書(1)【サービス提供の場所】に記載する物件(以下「本物件」という)における日常生活をサポートするサービス(以下「本サービス」という)に関し、生活支援サービス契約(以下「本契約」という)を次の通りに締結する。

第1条(契約期間・更新)

本契約の契約期間は、頭書(2)【契約期間】に記載のとおりとする。

ただし、本契約のうち、状況把握及び生活相談のサービスの提供について、

賃貸借契約と不可分であり、契約期間についてはそれぞれが同一期間である事とする。

2. 本契約期間満了2ヶ月前までに、甲乙いづれかから文書により更新しない旨の通知を相手方に発しない限り、本契約は契約期間満了日の翌日から2年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第2条(目的)

乙は、本物件に居住する際の生活サポートの享受を目的として本契約を締結するものとする。

第3条(サービスの内容)

本サービスの内容は、別記2アンジェス八王子生活支援サービス一覧表に記載のとおりとする。

2. 甲乙は、乙の心身の状況、乙の希望等に鑑み、双方の協議に基づき、別記2アンジェス八王子生活支援サービス一覧表に記載の「オプション」から、乙が利用する「オプション」を選択するものとする。
3. 甲が乙に対して本サービスを提供するために要する備品、消耗品、水道光熱費等は、乙の負担とする。
4. 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存する。

第4条(利用料等)

乙は甲に対し、利用料等(以下「利用料等」という。)を、頭書(4)【生活支援サービス利用料等の支払い方法】に記載の支払い方法により支払うものとする。

2. 別記2アンジェス八王子生活支援サービス一覧表の「オプション」欄に記載の本サービスが甲から乙に提供された場合、乙は、所定の費用を、頭書(4)【生活支援サービス利用料等の支払い方法】に記載の支払い方法により支払うものとする。

3. 乙の入居又は退去により、乙の本サービス利用期間が1ヶ月に満たない場合には、当該月の利用料等は、1ヶ月を30日とする日割計算により算出するものとし、1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てするものとする。

第5条（遅延損害金）

乙が利用料等の全部または一部の支払いを遅延したときは、支払いを遅延した額に対して、遅延した期間の日数に応じ、年（365日あたり）14.6%の割合により算出した額に相当する遅延損害金を、遅延賃料等の支払と一緒に甲に支払わなければならない。

第6条（利用料等の改定）

甲は、次の各号に該当するときは利用料等を改定することができる。

- ①諸物価の上昇、経済事情の変動その他必要があると甲が認めたとき
- ②別記生活支援サービス一覧の項目の増加、その他必要があると甲が認めたとき

第7条（遵守義務）

乙は、本契約及び別途交付される本物件に関わる「入居事項説明書」で定められた規定等を充分に遵守するものとする。

第8条（契約終了時の精算）

本契約終了時において乙が利用料等を既に甲に支払っていた場合には、甲は、乙が支払済みの利用料等から、第4条3項の計算により算出される当該月の利用料等を控除し、その残額を乙に支払うものとする。

第9条（乙による契約解除）

乙は、契約期間内に本契約を解除しようとするときは、2ヶ月以上の予告期間をもって甲所定の契約解除届を提出するものとし、その記載された契約解除日をもって本契約は解除されるものとする。ただし、乙は、2ヶ月分の利用料等相当額を支払って即時に本契約を解除することができる。

2. 乙は、契約解除届提出後は、甲の書面による承諾がなければ、これを撤回、または取り消すことができない。

第10条（甲による契約解除）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催告した上で、本契約を解除することができる。

- ①利用料等の支払を拒絶し、または利用料等の支払を2ヶ月分以上滞納したとき

- ②利用料等の支払をたびたび遅滞することにより、支払能力がないものと甲が認め、且つ、かかる遅滞が本契約における乙と甲との信頼関係を著しく害するものであると甲が認めたとき
 - ③正当な理由なく本サービスの中止をしばしば繰り返したとき
 - ④乙または乙の家族が、甲または甲の従業員に、背信行為や社会通念上逸脱する行為を行ったとき。
2. 乙が他の居住者との共同生活の秩序を維持できないと甲が判断したときは、甲は、何らの催告を要することなく、即時に本契約を解除できるものとする。
3. 乙が死亡したとき及び賃貸借契約が終了したとき、本契約は当然に終了するものとする。

第11条（甲に対する通知義務）

乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲所定の書面によって通知し、予め甲の承諾を得なければならない。

- ①継続して1ヶ月以上本物件に居住しないとき
 - ②連帯保証人または身元引受人を変更するとき
2. 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲所定の書面によって、速やかに甲に通知しなければならない。
- ①連帯保証人または身元引受人が、住所、氏名、電話番号等を変更したとき
 - ②乙が成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下、被後見人等という。）となったとき
 - ③連帯保証人もしくは身元引受人が死亡し、または被後見人等となったとき

第12条（甲の免責）

地震・風水害・落雷等の天災地変、火災、盗難等により生じた損害に対しては、甲は乙に対し、一切賠償の責を負わないものとする。

2. 前項に掲げる事由により、本物件が本契約の目的の用に供する事ができなくなった場合、本契約は当然に終了する。
3. 乙は、日常生活上発生した事故及び他の入居者や第三者との間のトラブルによる損害については、乙の自己の責任において処理するものとする。
4. 乙の故意または過失に起因する損害について、甲は責任を負わないものとする。

第13条（立入権）

甲は、本物件の管理上、建物保全・衛生・防犯・防火・救助その他必要があるときは、乙に事前に通知した上で本物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずることができる。ただし、緊急を要する場合は、甲は、事前の通知なしに本物件に立ち入ることができるものとし、かかる場合、乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第14条（緊急対応）

甲は、本サービス実施中において、乙の心身の状態が急変した場合には、速やかに連帯保証人または身元引受人に連絡をとるとともに、必要に応じて救急対応等の措置を講じる。

第15条（利用者、連帯保証人、身元引受人の義務）

乙、連帯保証人及び身元引受人は、本サービスを利用するにあたり、以下の義務を負う。

- ①乙の能力や健康状態についての情報を正しく甲に提供すること。
- ②他の利用者やその訪問者及び甲の職員の権利を侵害しないこと。
- ③甲またはその協力医師が定めた諸規則及び指示した事項に従うこと。
- ④甲が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに甲に知らせること。
- ⑤市町村及び介護保険法その他省令に基づく立ち入り調査について協力すること。

第16条（連帯保証人）

連帯保証人は、本契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の債務について、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

- 2. 連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
- 3. 連帯保証人は、乙の心身状況によって特別な配慮が必要とされる場合において適切に対応し、本契約の解除等についての判断を乙に代って行うものとする。連帯保証人の判断に基づき本契約が解除された場合、連帯保証人は、責任をもって乙を引き取るものとする。
- 4. 甲は、連帯保証人が死亡したとき、または所在不明・無資力等の事由により連帯保証人の責を果たし得ないと認めたときは、乙に対して、連帯保証人の追加、または変更を求めることができる。この場合、乙は、直ちに甲の要求する条件を満たす連帯保証人を新たに選任するものとする。

第17条（身元引受人）

身元引受人は、乙の病気・死亡等の場合に、甲からの連絡、相談等に応じるものとする。

- 2. 身元引受人は、乙の心身状況によって特別な配慮が必要とされる場合において適切に対応し、本契約の解除等についての判断を乙に代って行うものとする。身元引受人の判断に基づき本契約が解除された場合、身元引受人は、責任をもって乙を引き取らなければならない。
- 3. 乙が他の居住者との共同生活の秩序を維持できないと甲が判断し、身元引受人との協議に基づき本契約が解除された場合、身元引受人は、責任をもって乙を引き取らなければならない。
- 4. 甲は、身元引受人が死亡したとき、または所在不明・無資力等の事由により身元引受人

の責を果たし得ないと認めたときは、乙に対して、身元引受人の追加、または変更を求めることができる。この場合、乙は、直ちに甲の要求する条件を満たす身元引受人を選任しなければならない。

5. 乙が死亡した場合、身元引受人は責任をもって本契約の終了手続を行い、本物件の明渡しを行うものとする。

第18条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第19条（苦情処理）

乙は、甲及び甲が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てができる。

2. 甲は、乙からの苦情等の適切な解決に努めるものとする。
3. 甲は、本条第1項に基づく苦情の申し立てに対応する責任者をあらかじめ定め、迅速かつ誠実に対応するものとする。
4. 甲は、乙が苦情の申し立て等を行ったことを理由として、何らの不利益な取り扱いをすることはない。

第20条（誠意処理）

本契約に定めのない事項または本契約の各条項の解釈上疑義が生じた事項については、乙、甲、連帯保証人及び身元引受人が誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上本契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙、連帯保証人及び身元引受人署名捺印の上、甲・乙及び連帯保証人が各1通を保有し、身元引受人が写しを保有するものとする。

年　月　日

サービス提供者（甲）　住　所　　京都市西京区桂南巽町 75-4

氏　名　　株式会社 T.S.I

代表取締役 北山 忠雄

印

電話番号 075-393-7177

利用者　（乙）　住　所

氏　名

印

電話番号

連帯保証人　住　所

氏　名

実印

電話番号

続　柄

極度額　　生活支援サービス費の 12 か月分

身元引受人　住　所

氏　名

実印

電話番号

続　柄

別記 アンジェス八王子 生活支援サービス一覧

2024年12月現在

生活支援サービス基本料金は、下記AとBの2パターンとし、定額制とする。

以下、すべて記載は税込表記とする。

生活支援サービス【プランA】

基本サービスにおける月額基本料金 14,300円/月

■サービス提供方法

日中1名以上の生活支援員が、午前9時～午後5時の間サービス提供を行います。

上記時間外は、緊急コールにて24時間対応しております。

■状況把握サービス

毎日食事時を利用して、本人安否確認を行います。

■生活相談サービス

一般的対応や紹介ができる相談に対し、助言を行います。

また、専門的な相談や助言のために、専門家や専門機関を紹介します。

■フロント・コンシェルジュサービス

保険証類・認印のお預かり、郵便・電話のお取次ぎ

■コール対応

各居室に緊急コール機器を配置しております。夜間常駐していない時間に通報があった場合には、併設施設の訪問介護職員が、サ高住職員として対応します。訪室時の各対応時の金額は生活支援サービスオプション一覧表【プランA】を参照してください。

生活支援サービスオプション一覧表【プランA】

■健康・アクティビティ

項目	オプション金額
洗濯物の(①回収・②洗い・③干し・④たたみ収納)	各137円/1台につき ※ただし週2回までの定期的な洗濯についての回収・洗いは無償
乾燥器の使用	550円/1台につき
頻度の多いコール対応(1時間3回以上目安)	1,100円/日
行事参加費	行事により別途参加費をお知らせ

*上記以外は、全時間帯固定で1,100円/15分毎にて支援を行います

*看護師による医療対応は最下部の表に記載の通りの金額となります。

生活支援サービス【プランB】

基本サービスにおける月額基本料金 36,300円/月

■サービス提供方法

日中1名以上の生活支援員が、午前9時～午後5時の間サービス提供を行います。
上記時間外は、緊急コールにて24時間対応しております。

■状況把握サービス

毎日食事時を利用して、本人安否確認を行います。

■生活相談サービス

一般的対応や紹介ができる相談に対し、助言を行います。
また、専門的な相談や助言のために、専門家や専門機関を紹介します。

■フロント・コンシェルジュサービス

保険証類・認印のお預かり、郵便・電話のお取次ぎ

■コール対応

各居室に緊急コール機器を配置しております。夜間常駐していない時間に通報があった場合には、併設施設の訪問介護職員が、サ高住職員として対応します。訪室時の各対応時の金額は生活支援サービスオプション一覧表【プランB】を参照してください。

■アクティビティ

レクリエーションやイベントの企画運営

生活支援サービスオプション一覧表【プランB】	
■安心パック	
オプション安心パック（外出系・人員補充が必要なレベルの特殊対応・看護師による医療対応を除く）※交通費は別。	38,500円/月
■健康	
項目	オプション金額
薬の受け取り・お預かり・お渡し	8,800円/月
服薬介助	330円/1日
点眼薬、湿布、軟膏塗布、栄養剤などの対応	10日毎に各440円又は月各1,100円(上限)
体調不良時の対応(検温、クーリング等)	5,500円/1日 (0時基準)
誘導(見守り)・移乗介助	1日 660円又は月16,500円(上限)
洗面、口腔ケア、着替等	220円/1回
バイタルチェック	220円/1回
通院介助	2,200円/30分
頻度の多いコール呼出(1時間6回目安)、その他特殊な対応等の基本料金	1,100円/1日
看取り対応	5,500円/1日
水分の促し(介助あり)。日に2回	5,500円/月
個別対応	訪問対応1回あたり3分まで無料。その後は550円/15分毎
■安全・緊急対応	
項目	オプション金額
救急車同乗、院内付き添い	4,400円/60分(60分超2,200円/30分)
■環境整備・洗濯	
項目	オプション金額
ケアプラン時間外の居室清掃・衣類整理整頓	550円/15分
つけおき洗い	550円/1回
洗濯物の(①回収・②洗い・③干し・④たたみ収納)	各137円/1台につき ※ただし週2回までの定期的な洗濯について

	ての回収・洗いは無償
乾燥器の使用	550 円/1 台につき
洗濯機を使用できない洗い物	550 円 / 15 分
本人・もしくは家族が洗濯機・乾燥機使用	週 2 回までは無償。 それ以上は 550 円/1 台につき
外出介助（散歩・買い物）	2,200 円/30 分
ゴミ収集	1,100 円/月
入院中の洗濯対応	1,100 円/30 分 更に特殊対応 + 洗濯 ×台数
■入浴・排泄	
項目	オプション金額
ポータブルトイレ清浄	220 円/1 回 上限設定あり
排泄介助（声掛け・誘導）	220 円/1 回 上限設定あり
排泄介助（尿・便・オムツ）	330 円/1 回 上限設定あり
ストマ処理（介護職対応可能な場合）	550 円/1 回 上限設定あり
失禁対応（シーツ・ラバーシーツ交換）	550 円/15 分
排泄介助上限	1,100 円/1 日
排便チェック	1,100 円/月
2 人介助が必要な場合	各項目金額×2 倍
■アクティビティ	
項目	オプション金額
行事参加費（材料費など月平均 1,100 円以内）	行事により別途参加費をお知らせ
■食事	
項目	オプション金額
居室への配膳下膳	550 円/1 回
食事介助	110 円/1 回
お湯・レンジ使用。居室への配膳が必要な場合	550 円/15 分

*上記オプションサービスは基本的に 9 時～17 時の間のみの対応になります。時間外・項

目外の対応に関しては下記料金での対応になります。ただし、排泄介助（又は関連）・食事介助・月日単位サービスに関しては、時間外であっても、オプション表料金に準じます。

身体介助を伴う援助：1,100円/15分、生活援助：550円/15分、を目安とし対応させて頂きます。

*場合によりお受けできないサービスもあります。

*看護師による医療対応は最下部の表に記載の通りの金額となります。

■看護師による医療対応				
サービスの内容	提供時間	時 間 区 分	利 用 料	
			月～金	土・日・祝
医療対応 2時間以内	10分	日中(9時-18時)	1,474円	1,837円
	30分	日中(9時-18時)	4,400円	5,500円
		夜間・早朝(18時-22時・6時-9時)	5,500円	6,600円
		深夜(22時-6時)	6,600円	7,700円
医療対応 2時間を超えた部分	10分	日中(9時-18時)	1,100円	1,474円
	30分	日中(9時-18時)	3,300円	4,400円
		夜間・早朝(18時-22時・6時-9時)	4,400円	5,500円
		深夜(22時-6時)	5,500円	6,600円
ご遺体のお世話		なし	23,100円(材料費は別途)	

*医療対応については、看護師が在中している場合のみ対応可能なサービスです。

食事サービス契約書

(運営会社)株式会社 T.S.I (以下、「甲」という。) と、_____ (以下、「乙」という。) は、食事サービスについて、以下の通り契約を締結する。

第1条 (契約期間)

本契約の期間は、 年 月 日から、 年 月 日までとし、それ以降の契約更新については、双方の異議がなければ自動的に更新されるものとする。

第2条 (食事サービスの提供、利用料金等)

- 1、 甲は乙に対し、食事サービスを提供し、乙は甲に対し、月額 51,840 円（税込）のサービス利用料を本条第5項に定める方法により支払うものとする。
- 2、 甲は、乙の意思、乙の担当医師の指示、又は乙の契約する介護業者の指示に従い、所定の特別食を提供するものとする。なお、甲が特別食を提供する場合には、乙は甲に対し、前項のサービス利用料に加えて、以下のサービス利用料を支払うものとする。
 - ① 一口サイズ、刻み食、ミキサー食については、1回の食事につき 54 円（税込）
 - ② 糖尿病食・減塩食については、1回の食事につき 54 円（税込）
 - ③ 上記①から②以外の特別食については、甲及び乙の協議により決するものとする。
- 3、 以下に定める事情がある場合、甲は、第1項のサービス利用料を減額し、又は受領したサービス利用料から所定の額を乙に返金するものとする。なお、本条項の金額の算定に当たって、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てするものとする。
 - ① 乙の入居によりサービス利用日数が1ヶ月に満たない場合、甲は、1ヶ月を30日とする日割計算に基づき、利用日数に応じたサービス利用料を算定することとし、その金額を乙に対し請求するものとする。
 - ② 乙の退去によりサービス利用日数が1ヶ月に満たない場合、甲は、1ヶ月を30日とする日割計算に基づき、利用日数に応じたサービス利用料を算定することとし、その金額と第1項のサービス利用料の差額を乙に返金するものとする。
 - ③ 乙は外泊、外出等により甲の食事サービスを受ける事が出来ない時は、乙は甲に対し食事サービス提供日の7日以上前にその旨を通知した場合に限り、甲は乙に対し、欠食代金相当額（朝食 562 円・昼食 583 円・夕食 583 円（税込））を返金するものとする。
 - ④ 乙が入院により甲の食事サービスを受けることができなくなった場合には、前号の規定にかかわらず、甲は乙に対し、入院日を起算日として、その3日後以降のサービス利用料（1ヶ月を30日とする日割計算に基づき算定されるサービス利用料）を返金するものとする。
 - ⑤ 乙の死亡により甲の食事サービスを受けることができなくなった場合には、③号の規定にかかわらず、甲は乙に対し、死亡翌日分以降のサービス利用料（1ヶ月を30日とする日割計算に基づき算定されるサービス利用料）を返金するものとする。
- 4、 本条第1項から第3項の規定にかかわらず、本契約期間中に、経済状況の変化、物価の変動等によりサービス利用料が不相当となった場合には、甲乙間の協議により、サービス利用料を増減することができるものとする。
- 5、 サービス利用料の支払方法に関し、乙が振込を希望する場合には、乙は、前項のサービス利用料を甲の指定する下記銀行口座への振込送金により、毎月末日までに翌月分を支払うも

のとし、乙が引落を希望する場合には、乙は、毎月 23 日までに翌月分を支払うものとする。但し、振込又は引落に要する手数料は乙の負担とし、振込日又は引落日が金融機関の定休日の場合、乙は、その翌営業日に振込又は引落により支払うものとする。

記

振込先口座 銀行名 三井住友銀行 支店名 四条支店
種別 普通
口座番号 1976622
口座名義 カ)テニスアイダ化ヨウトリシマリヤク キタヤマタダオ

第3条（乙の契約解除・解約）

乙は契約期間内に本契約を解除する場合には、1ヶ月以上の予告期間をもって甲に通知するものとし、その通知された契約解除日をもってこの契約は解除されるものとする。但し、乙は予告に代え1ヶ月分の利用料金相当額を支払って即時に解約出来るものとする。

第4条（甲の契約解除・解約）

甲は、以下の事由がある場合には、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ① 乙が正当な理由なく、サービス利用料の支払いを2ヶ月分以上滞納したとき
- ② 乙の言動・態度等が、他の利用者に重大な影響を及ぼし、甲において十分な改善を尽くしても何ら成果が見込めない場合

第5条（事故発生時の対応及び損害賠償）

- 1、甲は乙に対する食事サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに乙の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。
- 2、前項の事故が甲の故意または過失による場合は、甲は速やかに乙の損害を賠償するものとする。
- 3、当該事故発生につき、乙に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができる。

第6条（秘密の保持）

甲及び甲の従業員は、正当な理由がない限り業務上知り得た乙、乙の家族、連帯保証人及び身元引受人の秘密を保持するものとする。また契約終了後も同様とする。

第7条（連帯保証人）

1. 連帯保証人は、本契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の債務について、乙と連帶して履行の責を負うものとする。
2. 連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
3. 甲は、連帯保証人が死亡したとき、または所在不明・無資力等の事由により連帯保証人の責を果たし得ないと認めたときは、乙に対して、連帯保証人の追加、または変更を求めることができる。この場合、乙は、直ちに甲の要求する条件を満たす連帯保証人を新たに選任しなければならない。

第8条（身元引受人）

身元引受人は、乙の病気・死亡等の場合に、甲からの連絡、相談等に応じるものとす

る。

2. 甲は、身元引受人が死亡したとき、または所在不明・無資力等の事由により身元引受人の責を果たし得ないと認めたときは、乙に対して、身元引受人の追加、または変更を求めることができる。この場合、乙は、直ちに甲の要求する条件を満たす身元引受人を新たに選任しなければならない。

第9条（疑義等の決定）

この契約の定めのない事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、誠意を持って解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

記

1 所在地 東京都八王子市大船町 1006-1
2 建物名 アンジェス八王子
3 室 名 号室

年 月 日

甲 住 所 京都府京都市西京区桂南巽町 75-4
運営会社 株式会社 T.S.I
氏 名 代表取締役 北山 忠雄 印
電話番号 075-393-7177

乙 住 所
氏 名 印
電話番号

連帯保証人 住 所
氏 名 印
電話番号
極度額 食費の 12 か月分

身元引受人 住 所
氏 名 印
電話番号